

令和元年度第 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年 5 月 21 日

担当部・課：総務部総務課〔内線 4034〕

① 件 名
改元に伴う関係条例の整備について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 天皇陛下の退位及び新天皇陛下の即位に伴い、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）が公布され、新天皇の即位の日から元号が「令和」に改められることとなった。</p> <p>【目的】 各条例に記載されている月日で改元日以後のもの及び平成 32 年度以後の年度表記について、新元号である令和の表記に改めるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号） 元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 29 年 6 月 19 日 天皇の退位等に関する皇室典範特例法の公布（施行期日：平成 31 年 4 月 30 日）</p> <p>平成 31 年 4 月 1 日 元号を改める政令の公布（施行期日：平成 31 年 4 月 30 日の翌日）</p> <p>30 日 改元に伴う関係条例の整備に関する条例について専決処分（施行期日：元号を改める政令の施行の日）</p>
⑤ 主な内容
<p>1 改正を行う条例</p> <p>(1) 石巻市市税条例（平成 17 年石巻市条例第 55 号）</p> <p>(2) 石巻市都市計画税条例（平成 17 年石巻市条例第 56 号）</p> <p>(3) 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 17 年石巻市条例第 58 号）</p> <p>(4) 石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年石巻市条例第 62 号）</p> <p>(5) 石巻市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 17 年石巻市条例第 68 号）</p> <p>(6) 石巻市介護保険条例（平成 17 年石巻市条例第 165 号）</p> <p>(7) 石巻市地域経済牽引事業の促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 21 年石巻市条例第 25 号）</p> <p>(8) 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例（平成 23 年石巻市条例第 27 号）</p> <p>(9) 東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例（平成 23 年石巻市条例第 28 号）</p> <p>(10) 石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 24 年石巻市条例第 5 号）</p> <p>(11) 石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例（平成 24 年石巻市条例第 38 号）</p>

- (12) 石巻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年石巻市条例第38号）
- (13) 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年石巻市条例第36号）
- (14) 石巻市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成28年石巻市条例第3号）
- (15) 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年石巻市条例第62号）
- (16) 石巻市市税条例の一部を改正する条例（平成29年石巻市条例第18号）
- (17) 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年石巻市条例第28号）
- (18) 石巻市牡鹿地域拠点エリア条例（平成30年石巻市条例第51号）
- (19) 使用料等の改定に伴う関係条例の整備に関する条例（平成31年石巻市条例第4号）
- (20) 石巻市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第7号）
- (21) 石巻市にっこりサンパーク条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第13号）
- (22) 石巻市老人憩の家条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第16号）
- (23) 石巻市夜間急患センター条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第17号）
- (24) 石巻市企業立地等促進条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第18号）
- (25) 石巻市かわまち交流拠点条例の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第19号）
- (26) 石巻市市税条例等の一部を改正する条例（平成31年石巻市条例第22号）

2 施行年月日 元号を改める政令の施行の日

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

特になし。

【市財政への負担】

特になし。

⑦他の自治体の政策との比較検討

県内他市のうち、白石市及び富谷市において本市と同様に専決で条例上の元号表記の改正を実施する。

上記2市以外の県内他市では、条例上の元号表記の改正を実施しない、又は6月定例会に議案を提出する予定としているが、元号改正の有無による事務上の支障（期間等の法的な問題等）は無い。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

令和元年 6月 市議会第2回定例会に報告、承認を求める。

⑨その他